

2016年4月15日

平成28年熊本県熊本地方の地震により被害を受けられました皆様へ



熊本県熊本地方の地震により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。
弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約の皆様からのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

災害救助法適用地域にお住まいのご契約の皆様へ

災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様に、更新に際しての保険料のお支払いにつきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施致します。
これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

お客様サービスデスク：0120-808-028（受付時間：平日9:00～18:00）

なお、地震被害に関し、弊社商品のご対応できる内容を、下記の通りご案内申し上げます。

【地震等災害見舞費用保険金について】

- (1)借用戶室に住居出来なくなった結果として転居することとなった場合30万円お支払い致します。
ただし、保険契約者または被保険者から借用戶室の賃貸借契約の解除を証明する書類の提出があった場合に限りです
- (2)保険の目的である家財を収容する建物または借用戶室に損害が生じた結果、保険の目的である家財に20%以上の損害を被った場合、5万円をお支払い致します。

弊社事故受付センター フリーダイヤル：0120-803-881（24時間対応）

以上